

昭島市民総合交流拠点施設 愛称募集要項



(竣工イメージ)

令和7年3月
昭島市

1 昭島市民総合交流拠点施設について

昭島市（以下「市」という。）は、昭島市民総合交流拠点施設条例（令和6年昭島市条例第35号。以下「条例」という。）に基づき、市民、市内の団体、市内の事業者等に交流の場及び創造の場を提供することにより互いに支え合い、尊重し合うまちの実現に寄与するとともに、災害等予期せぬ危機に対応するため、昭島市民総合交流拠点施設を令和7年12月1日の開館を予定しています。

この施設は、別添「設計概要」のとおり、主な機能となる貸会議室等のほか、東部出張所（市支所）、市民図書館東部分館、東部地域包括支援センター、商工会、勤労市民共済会及び食堂施設等を設置し、様々なサービスを提供する複合施設として、また多様な市民にとっての居場所となる交流の拠点としての役割を担います。

2 愛称募集について

この施設は、多くの方に交流の場及び創造の場を提供し、より互いに支え合い、尊重し合うまちの実現に寄与する施設となることを目指しています。この施設が市民やこの施設に関わる皆様に長く愛され、親しまれる施設となるよう、愛称を広く募集します。

3 愛称募集の対象施設

- (1) 施設名：昭島市民総合交流拠点施設（令和7年8月29日竣工予定）
- (2) 所在地：昭島市玉川町四丁目9番22号
- (3) 開館予定：令和7年12月1日
- (4) 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（基礎免震構造）3階建
- (5) 規模：敷地面積 2277.43 m² 建築面積 905.16 m² 延床面積 2066.71 m²

1階	管理室、東部出張所（市支所）、図書館東部分館、東部地域包括支援センター、食堂施設、活動室、キッズコーナー
2階	201会議室、202会議室、203会議室、商工会、勤労市民共済会、防災倉庫、テレワークブース、学習スペース、休憩室
3階	3階会議室（分割時は301会議室、302会議室）、キッチン、ギャラリー回廊
外構	第一駐車場、バイク置き場、駐輪場
その他	第二駐車場 （昭島市玉川町五丁目2番1）

【案内図】昭島市民総合交流拠点施設計画地及び第二駐車場用地



4 愛称の基準及び条件

愛称は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ・わかりやすく親しみやすいもの
- ・呼びやすく、覚えやすいもの
- ・施設のコンセプト、機能、特徴などをイメージできるもの
- ・施設全体で一つの愛称であること
- ・自作で未発表のもの

5 応募できる方 昭島市民、昭島市内へ在勤・在学者の方

18歳未満の方は保護者の同意を得て応募してください。

6 応募期間 令和7年3月3日（月）から令和7年3月21日（金）まで

7 応募作品数 1人につき1点まで

8 応募方法

次の必要事項を以下のいずれかの方法で応募してください。

愛称（フリガナ）	愛称の意味・理由
氏名（フリガナ）	年齢
住所	電話番号
メールアドレス	
（在学・在勤の場合）学校名又は勤務先名	
（18歳未満の場合）保護者氏名	

(1) オンライン

市の応募フォームにより必要事項を入力

<https://logoform.jp/f/052fn>

(2) 持参

応募用紙を企画部市民総合交流拠点施設建設担当（昭島市役所5階）に提出

場 所：昭島市田中町1-17-1 昭島市役所5階

企画部市民総合交流拠点施設建設担当窓口

受 付：平日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 郵送

応募用紙を封書で送付（必着）。（郵送にかかる費用は応募者負担）

応募用紙は上記（2）持参の窓口で受け取るか、自身で市公式ホームページからダウンロードし、印刷してください。

宛 先：〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当 宛て



応募フォーム
QRコード

9 選考方法

市民総合交流拠点整備事業庁内検討委員会（内部委員会）において厳正に審査し、1作品を選考します。同一作品が複数ある場合は、愛称の理由などを考慮し、1作品1名を選考します。なお、審査の内容、結果に関する問い合わせに対しては、お答えできませんのであらかじめご了承ください。

10 愛称への採用

選考した作品を対象施設の愛称として採用します。採用決定後、採用された愛称の応募者へ採用した旨を連絡します。

11 結果発表

応募及び選考結果については、令和7年4月頃に市公式ホームページや広報あきしまで公表します。なお、採用された愛称の応募者について、氏名、年齢を公表する予定です。

12 表彰

採用された愛称の応募者は、開館記念イベント（令和7年11月下旬予定）へ御招待し、イベントにおいて賞状及び副賞を贈呈させていただきます。

13 個人情報の取扱い

施設愛称の募集にあたり取得した応募者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理し、愛称募集の目的以外で使用することはありません。ただし、採用された愛称の応募者の氏名、年齢を表彰時の写真等を公表します。また、報道機関へ受賞情報と併せて提供することがあります。

14 留意事項

- (1) 応募作品は、応募者自身が制作したもので、他の施設名称等として使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限りま
- す。
- (2) 施設愛称として採用された作品の一切の権利は、全て無償で市に譲渡するものと
- します。
- (3) 応募者は、施設愛称として採用された作品を使用した様々な活動に異議を申し立て
- ないこととします。
- (4) 応募作品に対して補正や文言の追加を行った上で、採用する場合があります。
- (5) 応募者は、応募作品に関して著作権者人格権の行使をしないものとします。
- (6) すでに商標登録がされているものは、無効とします。

- (7) 応募に当たって不備のある作品は、審査及び選考の対象とはなりません。
- (8) 応募作品の未着や著作権等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。
- (9) 応募作品は返却しません。
- (10) 選考結果の発表後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- (11) 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (12) この要領に定めるもののほか、愛称選考に関する必要な事項を別途定める場合があります。

15 問い合わせ先

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当

電話 042-544-5111 内線 2375

メール shisetsukensetsu@city.akishima.lg.jp